

(別紙1)

補助対象経費

①小売店等開業支援事業

科目	内容等
共通	<ul style="list-style-type: none">・ 来客のために利用していない施設（従業員のみが利用する休憩室、トイレ等）の経費は補助対象外とする。・ 駐車場は補助対象外とする。・ 国及び地方公共団体が所有する空店舗等で事業を行う場合、建築費、建物取得費、改修費、家賃は対象外とする。・ 使用目的が事業の遂行に必要不可欠であること。
改修費	<ul style="list-style-type: none">・ 原則として、間接補助事業者が所有すること。・ 建物の解体・撤去にかかる経費は補助対象外とする。・ 原則として大田市内に本店又は本拠を置く建築関連事業者により施工した場合に限り対象とする。・ 契約にあたっては見積書を取る。なお、200千円以上の場合は2者以上必要とする。・ 契約金額が500千円以上の場合は契約書を作成し、保管すること。・ 契約金額が300千円以上500千円未満の場合は注文請書入手し、保管すること。・ 契約金額が300千円未満の場合は発注書を発行し、保管すること。・ 事業開始後5年以上は補助目的に合致した活用を行うこと。
備品購入費	<ul style="list-style-type: none">・ 50千円未満の備品又は消耗品は補助対象外とする。(飲食店における食器等、大量に購入して合計で50千円以上となる場合も補助対象外とする)・ 購入した備品は補助目的以外に使用することはできない。・ 原則として、間接補助事業者が所有すること。・ 備品を購入した際に付随して発生する経費(運賃、設置費等)も補助対象とする。・ 契約にあたっては見積書を取る。なお、100千円以上の場合は2者以上必要とする。・ 契約金額が500千円以上の場合は契約書を作成し、保管すること。・ 契約金額が300千円以上500千円未満の場合は注文請書入手し、保管すること。・ 契約金額が300千円未満の場合は発注書を発行し、保管すること。・ 事業開始後5年以上は補助目的に合致した活用を行うこと。
備品リース	<ul style="list-style-type: none">・ 50千円未満の備品又は消耗品は補助対象外とする。(飲食店における食器等、大量にリースして合計で50千円以上となる場合も補助対象外とする)・ 備品は補助目的以外に使用することはできない。・ 付随して発生する経費(運賃、設置費等)も補助対象とする。・ 補助対象期間は交付決定日から交付決定年度の末日までを上限とする。・ 契約期間が補助対象期間を超える場合は、期間按分等により算出された補助対象期間分のみが補助対象となる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・契約にあたっては見積書を取ること。なお、100千円以上の場合は2者以上必要とする。 ・契約にあたっては契約書を作成し、保管すること。 ・事業開始後5年以上は補助目的に合致した活用を行うこと。
家賃	<ul style="list-style-type: none"> ・開店（事業承継）月から起算して14か月の範囲で、交付決定日以降にかかる家賃を補助対象とする。 ・間仕切り等により物理的に住居等の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限る。 ・契約にあたっては契約書を作成し、保管すること。 ・敷金、権利金、手付金は補助対象外とする。 ・運営費（電気代、水道代等）及び共益費は補助対象外とする。 ・共同店舗内の空店舗（空区画）へ新たに事業協同組合に加入して出店する場合の組合賦課金は、同一店舗内のテナント家賃と同等額まで「家賃」とみなす。
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・開店した店舗又は特定創業支援等事業を受けた後の誘客を目的としたものに限る。 ・以下の広告宣伝を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> a 開店（特別枠で交付決定前に開店している場合は特定創業支援等事業の受講完了）から3か月経過するまでに配布、掲示するポスター、チラシ、リーフレット、ショップカードの制作に要する経費 b 開店（特別枠で交付決定前に開店している場合は特定創業支援等事業の受講完了）から3か月経過するまでに実施する雑誌広告、フリーペーパー、web広告（3か月経過するまでの掲載にかかる費用）、新聞広告、新聞折り込みに要する経費 c 開店（特別枠で交付決定前に開店している場合は特定創業支援等事業の受講完了）から3か月経過するまでに立ち上げるホームページ作成に要する経費（維持管理費は含まない） d 開店（特別枠で交付決定前に開店している場合は特定創業支援等事業の受講完了）から3か月経過するまでに放送するテレビ、ラジオCMに要する経費 e 開店（特別枠で交付決定前に開店している場合は特定創業支援等事業の受講完了）から3か月経過するまでに実施するDMに要する経費 ・契約にあたっては見積書を取ること。なお、100千円以上の場合は2者以上必要とする。ただし、b、dについて相見積もりは不要とする。 ・契約金額が500千円以上の場合は契約書を作成し、保管すること。 ・契約金額が300千円以上500千円未満の場合は注文請書入手し、保管すること。 ・契約金額が300千円未満の場合は発注書を発行し、保管すること。

※消費税及び地方消費税は補助対象経費から除きます。

※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を補助金額とします。

※大田市産木材を使用する場合は、大田市森林環境整備事業補助金を除いた額を補助対象経費とします。